

岩手県告示第532号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年6月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年5月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社鈴木建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南大通三丁目7番9号
 - ウ 代表者の氏名 鈴木信吾
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第1603号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年5月15日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年5月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社小林建設
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市諏訪125番地9
 - ウ 代表者の氏名 小林徳一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第5436号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年4月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三河豊店
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市天神堂第37地割205番地1
 - ウ 代表者の氏名 三河忠次郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8603号
 - (3) 処分の内容 内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月28日付けで内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年5月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 三興建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上米内字白石88番地151
 - ウ 代表者の氏名 三島木政志
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8693号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月16日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 平成27年4月30日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 岩手大丸コンクリート株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町前田2区137番地
 - ウ 代表者の氏名 山田豊
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第9038号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成27年5月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 富士電気水沢
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区中田町4番35号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤光見
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第60216号
- (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年5月8日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成27年5月13日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社高田電気工事
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市米崎町字西風道17番地7
 - ウ 代表者の氏名 菊池修
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第90116号
- (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年5月11日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成27年4月21日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 田村板金工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字下平22番地3
 - ウ 代表者の氏名 田村恵功
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第90129号
- (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年4月3日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成27年5月15日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社ハウスエム二十一
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市盛岡駅前通3番53号
 - ウ 代表者の氏名 菊池勉

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-23）第9037号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年4月28日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。